

東秩父村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年3月31日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	3,032人	1,864,829 千円	123,428 千円	401,516 千円	21.5%	20.0%

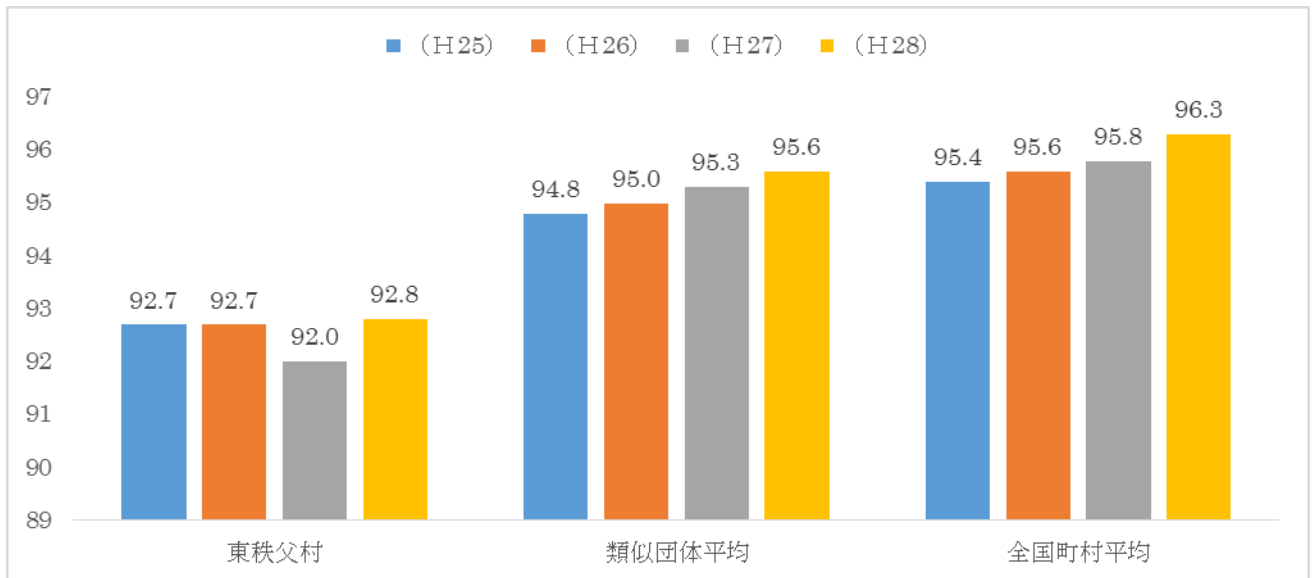
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	59人	196,277 千円	28,205 千円	77,562 千円	302,044 千円

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
5,119千円	5,459千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 簡易水道事業特別会計（1名）、特別職、を除く。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（1年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当要件なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施〕 ※平成28年4月1日より実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東秩父村	36.6 歳	271,072 円	314,427 円	298,137 円
埼玉県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	40.9 歳	295,868 円	337,348 円	321,005 円

②技能労務職

※該当者なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である2
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		東秩父村	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	168,800円	183,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	138,400円	151,500円	—
	中学卒	132,300円	135,950円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	234,300 円	306,600 円	—	—
	高校卒	—	—	360,600 円	381,400 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

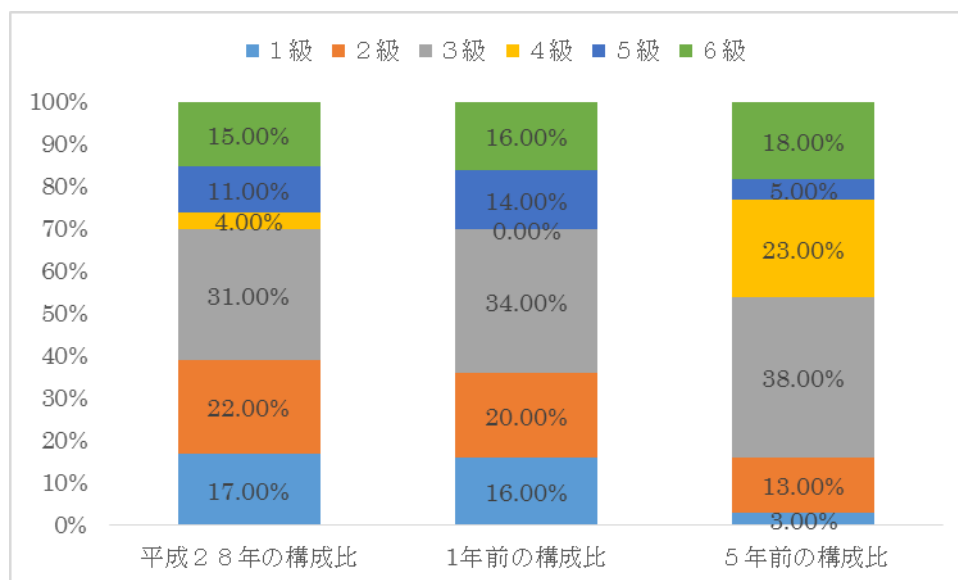
(注) 経験年数について該当者がいない項目は「—」とし、以下の項目は直近該当者である。
一般行政職：高卒25年は26年

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	8 人	17.0%	140,100円	246,100円
2 級	主事	10 人	22.0%	190,200円	303,000円
3 級	主任	14 人	31.0%	226,400円	348,800円
4 級	主査	2 人	4.0%	259,900円	379,800円
5 級	主幹	5 人	11.0%	286,200円	391,800円
6 級	課長・事務局長・ 会計管理者	7 人	15.0%	317,000円	409,000円

(注) 1 東秩父村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の反映は実施していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東秩父村	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,165千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,678千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の反映は実施していません。

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

東秩父村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無)	定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額	15,557千円		(割増率	2～45%)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(28年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東秩父村	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		55 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		3,419 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		29.9 %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
死体取扱手当	住民福祉課・保健衛生課職員	死体の運搬・埋葬	1体5,000円
防疫業務手当	保健衛生課職員	感染症の予防外	1日1,000円
異常気象内業務手当	産業建設課・総務課職員	台風等災害箇所点検	1日1,000円 夜間1,500円
水道作業手当	産業建設課職員	ろ過砂入替	1日500円
同	同	水中作業	1日500円
同	同	夜間作業	1夜800円
同	同	塩素取替	1日500円
同	同	緊急復旧	1回1,000円
滞納徴収手当	税務課・保健衛生課職員	税金滞納整理	1日200円
犬猫死体処理従事手当	保健衛生課職員	死体の運搬・埋葬	1件500円
野犬捕獲従事手当	保健衛生課職員	野犬の捕獲	1件500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	8,278 千円
職員1人当たりの平均支給年額（27年度決算）	151 千円
支給実績（26年度決算）	8,665 千円
職員1人当たりの平均支給年額（26年度決算）	167 千円

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 27年度決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 27年度決算
扶養手当	配偶者 13,000円 外1人 6,500円	同		5,801 千円	241,688 円
住居手当	借家 限度額27,000円	同		1,677 千円	239,571 円
通勤手当	自動車等 2kmから支給 (2,000円～31,600円)	同		3,428 千円	75,928 円
管理職手当	主幹級6% 課長級8% 参事 10%	異	定額制	4,933 千円	308,270 円
宿日直手当	1回 4,200円	同		508 千円	12,705 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	416,500 円 (595,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 416,500 円	
	副 村 長	385,000 円 (550,000 円)	705,000 円 / 385,000 円	
報 酬	議 長	239,000 円	395,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	183,000 円	310,000 円 / 115,000 円	
	議 員	171,000 円	290,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	村 長	(27年度支給割合) 4.20 月分		
	副 村 長	(27年度支給割合) 4.20 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	$595,000 \times \text{在職月} \times 0.35 \times 1.15$	11,495,400円	任期毎
	備 考	$550,000 \times \text{在職月} \times 0.21 \times 1.15$	6,375,600円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

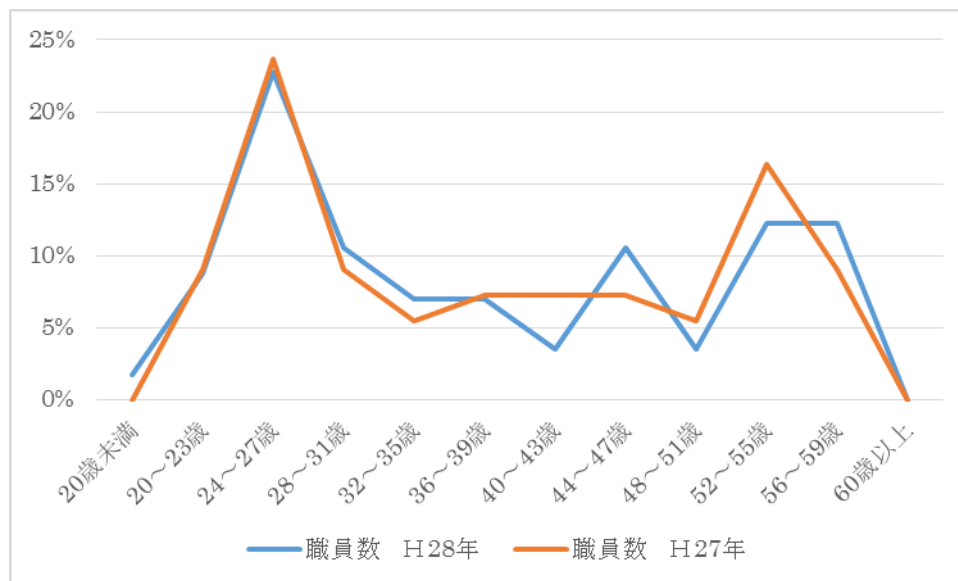
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	2	業務増のため
		総務	15	17		
		税務	4	4	2	業務増のため
		農林	4	4		
		水工	1	3		
土木		4	5	1	新事業が始まるため	
衛生	9	10				
	衛生	5	5	1	新事業が始まるため	
	計	43	49			6
	教 育 部 門	5	4	△1	人事異動のため	
	小 計	48	53	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.08 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 242.47 人)	
公 営 会 計 企 業 部 門 等	水 道	1	1			
	介 護	4	4			
	国民健康保険	2	2			
	小 計	7	7			
	合 計	55 [70]	60 [70]	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 200.47 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	13人	6人	4人	4人	2人	6人	2人	7人	7人	0人	57人

(注) 特別職は除く

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(%)
一般行政	37	37	37	38	43	45	6 (16.2)
教育	9	9	8	7	5	5	△4(△44.4)
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	46	46	45	45	48	50	1 (2.1)
公営企業等会計計	8	8	7	7	7	7	△1(△12.5)
総合計	54	54	52	52	55	55	△1(△1.8)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(平成25までは教育長含む)。